

質 問 回 答 書

「上郡町糖尿病性腎症重症化予防対策業務に係る制限付一般競争入札」に係る質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	仕様書 P2 6(2)	おおまかに対象者情報の提供時期、スケジュールについてお知らせください。 例：毎月抽出し月末まで、あるいは●月●日時点まで	対象者情報の抽出および提供時期については、契約締結後の協議事項となりますが、現時点では11月末頃に対象者を1回抽出し、提供することを想定しています。
2	仕様書 P2 6(3)	受診勧奨について、保健師、管理栄養士等の専門職という記載がございますが、看護師も含まれるという理解で相違ないでしょうか	ご認識のとおりです。専門職には看護師も含まれます。ただし、本業務を適正に遂行するために必要な知識・経験を有する者に限ります。
3	仕様書 P2 6(3)	受診勧奨については電話を想定していますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。
4	仕様書 P2 6(3)	勧奨方法に電話、面談（オンラインを含む）、訪問等との記載がございますが、すべて電話での受診勧奨となっても問題はないでしょうか。それとも、記載されたすべての勧奨方法に対応できる必要がございますか。	対象者の状況や意向に応じて最適な方法を選択することを想定しているため、結果としてすべての対象者に対して電話による受診勧奨を行う形になっても問題ありません。ただし、対象者の状態や希望等により必要と判断される場合には、面談やオンライン等の他の手法についても柔軟に対応できる体制を整えておくことが望ましいです。
5	仕様書 P2 6(3)	「受診勧奨後、医療機関の受診等に結びついたか否かの確認及び必要に応じた再勧奨を実施する」との記載がございますが、確認方法は、データを受領しての分析ではなく、初回勧奨と同様に、電話、面談（オンラインを含む）、訪問等のいずれかの方法で確認することで相違ないでしょうか。 また、その場合、全件電話での確認、再勧奨となっても問題はないでしょうか。	ご認識のとおりです。確認方法は、データ受領による分析のみならず、対象者本人へ直接連絡（電話、面談等）を行う方法を含みます。また、結果として全件に対して電話により確認および再勧奨を実施する形となっても問題ありません。

6	仕様書 P2 7	業務実施体制について、配置予定の保健師は所定の資格要件を満たしていれば、非正規雇用（契約社員・非常勤職員等）の職員を配置することは可能でしょうか。	可能です。ただし、本業務を適正に遂行するために必要な知識・経験を有する者に限ります。
7	仕様書 P2 7	業務実施体制について、「保健師を1名以上配置すること」となっていますが、弊社では保健師資格を有する職員は在籍しておりません。入札参加にあたり保健師の在籍が必須になりますでしょうか。	保健師の配置は必須となります。ただし、雇用形態（正社員、契約社員、非常勤等）は問いません。
8	仕様書 P3 11(3)	最終報告書については「厚生労働省の事業評価指標に基づく集計・分析結果」との記載がございますが、中間報告書で想定されている報告内容についてご教示いただけますと幸いです。	中間報告書においては、その時点までの業務の進捗状況（受診勧奨の実施件数、連絡状況、今後の実施予定など）を取りまとめたものを想定しています。具体的な記載内容や様式等については、契約締結後の協議において決定いたします。
9	仕様書 P3 11(3)	最終報告書に「厚生労働省の事業評価指標に基づく集計・分析結果を含める」と記載がありますが、アウトプット評価を報告するという認識でよろしいでしょうか	アウトプット（実施割合）だけでなく、厚生労働省が定める市町村国保ヘルスアップ事業等の評価指標に基づく、アウトカム（受診に結びついた割合）の分析結果も含めて報告していただくことを想定しています。
10	入札書	入札書に記載する日付は、入札書作成日でよろしいでしょうか。	はい。入札書に記載する日付は、入札書の作成日（または投函日・持参日）をご記載ください。